

## 1 目的

サイバー空間と実空間の一体化が進む Society5.0 ではデータの重要性が一層高まり、データ流通を支える基盤として、データの真正性や信頼性を確保する仕組みであるトラストサービスが必要となる。

本検討会では、トラストサービスの1つであるタイムスタンプ（電子データがある時刻に存在し、その時刻以降に当該データが改ざんされていないことを確認できる仕組み）について、国際的な動向を踏まえつつ、国としての認定の仕組みを検討するため、「タイムスタンプ認定制度に関する検討会」を開催する。

## 2 名称

本検討会は、「タイムスタンプ認定制度に関する検討会」と称する。

## 3 検討事項

- (1) 時刻認証業務の認定の仕組みに関する事項
- (2) 当該認定の基準に関する事項
- (3) その他

## 4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、検討会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- (4) 座長は、本検討会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- (5) 本検討会の構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (6) 本検討会には、必要があるときは、必要と認める者を本検討会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (7) 座長は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (8) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

## 5 議事・資料等の扱い

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については非公開とする。

## 6 その他

本検討会の庶務は、総務省サイバーセキュリティ統括官室がこれを行う。

「タイムスタンプ認定制度に関する検討会」構成員等

(敬称略・五十音順)

【構成員】

伊地知 理 一般財団法人日本データ通信協会 情報通信セキュリティ本部 タイムビジネス認定センター長  
岩間 司 国立研究開発法人情報通信研究機構 電磁波研究所 時空標準研究室 研究マネージャー  
上原 小百合 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 R&D データ保存委員会 委員長  
梅本 大祐 ブレークモア法律事務所 弁護士  
小木曾 稔 一般社団法人新経済連盟 政策部 部長  
小田嶋 昭浩 電子認証局会議 事務局  
柿崎 淑郎 東京電機大学 研究推進社会連携センター 准教授  
小松 博明 有限責任あずさ監査法人 東京IT監査部 パートナー  
東條 吉純 立教大学 法学部 教授  
西山 晃 セコムトラストシステムズ株式会社 プロフェッショナルサポート1部 担当部長  
宮崎 一哉 トラストサービス推進フォーラム 副会長  
山内 徹 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 常務理事  
吉田 理重 富士通株式会社 政策渉外室 シニアマネージャー  
若目田 光生 一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会 データ戦略WG 主査  
株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 上席主任研究員

【オブザーバー】

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付

法務省民事局商事課

財務省主税局税制第一課

経済産業省商務情報政策局総務課情報プロジェクト室

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課